

議 事 録

会議名称	平成27年度第1回泉南市総合教育会議		
日 時	平成27年5月12日（火） 午後4時30分～午後5時08分	場 所	泉南市役所2階大会議室
出席者	竹中勇人市長、福本光宏教育長、片木哲男教育委員、柳澤泰志教育委員、 藪内進教育委員、太田淳子教育委員		
事務局等出席者の職氏名	（事務局職員） 辻本誠副市長、真鍋康之総合政策部長、岡田直樹総合政策部次長兼政策推進課長、古木孝彦秘書広報課長、辻康治政策推進課企画係長 （教育委員会事務局職員） 上ノ山正人教育部長、菊池智之教育部参与、右馬隆治教育部次長兼指導課長、伊藤公喜教育総務課長、水内正敏教育総務課課長代理、岡崎進一教育総務課総務係長		
傍聴者	3名		
議 題	（1）泉南市総合教育会議の運営に必要な事項について （2）「泉南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定方針について		

【事務局職員（総合政策部次長兼政策推進課長）】

開会に先立ち総合教育会議の目的と役割を説明。

総合教育会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を受け設置されたものであり、メンバーは市長と教育委員会で構成され、会議の招集は市長が行うこととされている。

法に定められたこの会議の目的は、市長が教育行政に果たす責任や役割を明確にし、市長が公の場で教育政策について議論することを可能にするものであり、市長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることを可能にするために設置されたものである。

また、この総合教育会議が取り扱う事項は大きく次の3つ、すなわち①市長が策定する教育行政の大綱に関する事、②教育環境や教育条件の整備など重点的に講ずべき施策、③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置、の3点を協議・調整することとされている。以上が当会議の目的等である。

本日の傍聴の手続きについて説明。

この総合教育会議は原則公開とされている。その傍聴の手続き・手順を本来はこの会議で定めなければならないが、最初となる本日の会議では、事前に市長・教育委員会間で申し合わせいただいているので、後に調整いただく「会議傍聴要領」の案に沿って、あらかじめ傍聴手続きをとっているのをご了承いただきたい。

傍聴要領（案）では、傍聴者の定員を5名としているが、現在3名の傍聴希望がある。

それでは、法に基づき市長に座長として会議を運営していただくこととする。

－開会－

【市長】

本市で初めての総合教育会議を開会。本日は、会議の運営に関する規程を決定の上教育大綱の方針の大枠に関することを検討していただきたい。また今後、問題発生の際には、その都度会議を開催したい。続いて、教育委員会を代表して、教育長から一言御挨拶を頂戴する。

【教育長】

新教育制度のもと、この場で教育の方向性、目指すところを協議し、連携・調整するなかでしっかりと教育委員会の役割を果たしながら、子どもたちのために教育を活性化し、素晴らしいものとするよう頑張っていきたい。

【市長】

まず傍聴の受付段階で、3名の御希望があった。傍聴要領（案）としては、定数内であるため、傍聴を有効として後ほど傍聴要領を決定させていただきたいと思うが、まずは、（傍聴を許可することについて）御承認をいただきたい。よろしいか。

－全員了承。－

【市長】

では、議事次第にあげている会議の運営に必要な事項について、法第1条の4第9項の規定により、この総合教育会議の運営に関することをこの場で決めていくこととしたい。

当会議の運営規程（案）と傍聴要領（案）を資料にお示ししている。この案について事務局から説明を求める。

【事務局職員（総合政策部次長兼政策推進課長）】

それでは、資料について当会議の運営に必要な運営規程（案）と傍聴要領（案）がお手元にあると思うが、まず運営規程（案）を御覧いただきたい。

－泉南市総合教育会議運営規程（案）について第1条から第7条まで順に説明－

－泉南市総合教育会議傍聴要領（案）について第1条から第5条まで順に説明－

いずれもこの会議で決定していただく必要があるので、お認めいただいた暁には、附則の中に本日の日付を入れ施行することとさせていただきたい。

【市長】

それでは、運営規程と傍聴要領それぞれの案について御意見、御質問はないか。

【柳澤教育委員】

運営規程第5条第4項にある議事録の公表は、泉南市ウェブサイトに掲出するということだが、具体的にどの程度の内容を掲載するのか教えていただきたい。

【事務局職員（総合政策部次長兼政策推進課長）】

議事録として編集するのは、運営規程（案）の第5条第1項にあるように第(1)～(4)号に沿った内容。一言一句細かく掲載するわけではなく、会議の状況が伝わる形で若干要約したものになると考えている。なお、御発言された方の御名前等は掲載する。

ただし、会議も議事録も公益上必要があると認めるときは、その一部または全部を非公表とすることができる。

【市長】

よろしいか。

－柳澤教育委員了承。－

【市長】

では、会議の運営規程と傍聴要領を原案のまま承認させていただくということによろしいか。

—全員了承。—

【市長】

異議なしということであるため、会議の運営規程と傍聴要領について本日をもって承認させていただく。

続いての議題にある「泉南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の策定方針について御検討願いたい。おおむね次の3つに分けて進めていきたい。

- ①大綱のベースとなる国・府の教育振興基本計画及び第5次泉南市総合計画に関して
- ②教育施設老朽化対策に関して
- ③子どもの身体・安全に関することについて

まずは、国や府の「教育振興基本計画」に関する資料の説明を教育委員会事務局からお願いしたい。

【教育委員会事務局職員（教育部次長兼指導課長）】

資料は、教育大綱と教育振興基本計画と見出しのあるものを御覧いただきたい。まず、国の動きだが平成18年に教育基本法が改正され、平成20年から10年間のスパンの国の教育の基本的な方向を示す教育振興基本計画が策定された。

さらに、その10年を5年ごとの2期に分けて平成25年度から第2期の教育振興基本計画が進められている。具体的な内容としては、3にある教育振興計画にあるように、4つの基本的方向性と8つの成果目標と示されている。

また、この国の教育振興基本計画を受けて大阪府では国の第2期の教育振興基本計画にあわせる形で平成25年度から大阪府教育振興基本計画が策定され、現在その第1期目が進められている。

府では目指す目標像として3点、教育振興の目標についても3点を示し、それを受ける形で10項目についての基本方針を示し、大阪府の教育の振興を図る方向性を示している。これを受ける形で泉南市でも今後動きを進めてまいりたいと考えている。

【市長】

続いて、泉南市の総合計画について、事務局から説明をお願いしたい。

【事務局職員（総合政策部次長兼政策推進課長）】

資料は、第5次総合計画の基本計画部分の教育に関する部分の抜粋である。もう一つは、第5次総合計画概要版である。概要版を開いていただきたい。

まず、1ページ開いていただくと右側に泉南市の総合計画についてという部分がある。2つ目の計画の目標年次と構成を御覧いただきたい。

第5次泉南市総合計画は、その目標年次を2022年度（平成34年度）とし、基本構想、基本計画、実施計画によって構成するとある。この基本構想、基本計画部分が平成25年の秋に作られている。その内容は、大きく項目分けしたものが概要版の6ページ、7ページである。ここを御覧いただきたい。一番上にまちづくりの方向と基本計画の構成という部分があるが、現在、泉南市では全ての事務事業、施策がこの計画に沿って進められており、大きく6つのグループに分けられている。

そのうち教育に関する部分が1、すべての人が尊ばれ、その個性が発揮できるまち。2、

みんなが健やかで、みんなが助けあうまち。4、おだやかに暮らせる、安全と安心のまちという部分に集約されているかと思う。

その部分に関することを具体的に抜粋したものが資料 No. 4 ということであげている白黒の印刷物になっている。先ほど申し上げた1、2、4という番号は、それぞれ総合計画の章にあたり、白黒の資料 No. 4 の1枚目には第1章がある。

その1ページには、①基本的人権の尊重の部分に人権教育の推進であったり、次に子ども権利の擁護というものを抜粋した形となっている。

今後、教育大綱を作っていくわけだが、さっそく作りましたという自治体もあり、その多くは総合計画の中からいろんな項目を抜粋して作っていると考えられる。こういった理由から総合計画を資料として添付させていただいた。

【市長】

今後、泉南市の教育大綱を作っていくに際して、その考え方として、①指針的なもの、②もっと具体的に踏み込んだ内容のもの、③基本計画をさらっと書いたものとする等、色々な考え方ができると思う。どこまで書くべきか、御意見を伺いたい。

また、その計画の期間としてはどの程度がよいか。平成27年度からスタートすると、私と教育長の任期までの3か年とするか、あるいは教育という長期的な観点から考えるべきか、また国の計画の場合は10年、府の計画はもう少し短いため、それに合わせるべきかなどが検討するための材料になると思う。御意見を伺いたい。

それではまず、教育大綱の内容に関することから議論させていただきたい。

【柳澤教育委員】

先ほど、御説明いただいたように、抜粋の1章から4章とこれが泉南市のまちづくりの方向と基本計画ということであれば、当然その中の子どもの学校教育についても、基本的な流れや大まかな方向性は同じであると思う。もちろん時代や環境によって付け加えるものは必要になると思うが、基本的なベースはこれをもとに作成することが望ましいと思う。

【市長】

他に御意見は。

【藪内教育委員】

大綱なので、憲法と同じ要領だと思うのだが、大まかなことだけを決めて、端々等からは問題が出てきた時に対応する形にしておけば良いと思う。

【市長】

他に御意見は。

【片木教育委員】

私も教育大綱なので、あまり個々の事案や問題に踏み込んで縛られるよりも、もう少し大まかな一つの方向性とか、そのようなことを押さえていく方が良いと思う。

【太田教育委員】

私も同じ意見だが、例えば期間を3年間とかにするのであれば、(現在の市長や教育長の)次の方にバトンタッチしやすいように、数を3つとか割と少ない数に絞って、大まかな枠組だけを決めてそれを大綱とする。

また具体的な考え方は、流れでいろんなことを考えていったら良いと思う。少ない項目に絞って枠組だけを定めるという考えで良いと思う。

【市長】

教育委員の皆様方から御意見をいただいた。教育長はどうか。

【教育長】

今、委員様方がおっしゃられたように私も同じ意見である。大綱ということで、教育の現状から方向性をしっかりとみていくという部分で各論を扱うよりは、大きな目指す方向をここで明記する方が良いと思う。

【市長】

皆様の御意見としては、非常に近い御意見であることがわかった。まず、方向性としては、大まかな指針的なものを作っていくということで、決定をさせていただきたい。

そして、策定に当たっては先ほど柳澤委員がおっしゃっていたように、基本的には総合計画の指針があるので、この基本計画の方向性に沿った上で、法律上は国の教育振興基本計画、あるいは府の教育振興基本計画を参酌してということが書かれてあるため、基本的にはこの総合計画を一つの指針として、それを国・府の教育振興基本計画から逸脱しない範囲で策定をさせていただきたいと思う。それでよろしいか。

—全員了承。—

【市長】

それでは、大綱の策定に当たってはそのような考え方でいきたいと思う。続いて、計画期間について御意見を伺いたい。

【片木教育委員】

先ほど、市長と教育長の任期があと3年という話が出たが教育の大綱であるので、基本方針は少なくとも5年、あるいは10年で。

総合計画の中でも目標年次が2022年というように出ているので、ある程度長期的な、大きな方向性を示すという意味で最低5年あるいは10年、もしくは総合計画にあわせるというような方向でお願いしたい。

【市長】

他に御意見は。

【教育長】

期間についてだが、この大綱の持つ意味が教育の基本的な流れや方向性を示すということを考えれば、ある程度の期間が必要なのかという感じはする。

ただ、市長が策定する中で、任期の中で策定するということもあるので、5年で見直しするぐらいが適切なのかと考える。

【市長】

他に御意見は。片木委員からは5年から10年が良いのでは。教育長からは、3年では確かに短い。教育の長期的な観点からは10年ぐらいという考えもあるが、初めてのことでもあるし、考え方を整理するという観点で私からは、5年で提案したいが、いかがなものか。

—全員了承。—

【市長】

それでは、教育大綱については5年の計画期間ということで策定させていただく。

続いて、教育環境整備の観点で、学校施設の老朽化対策に関する考え方の説明を教育委員会事務局から説明をお願いしたい。

【教育委員会事務局職員（教育総務課長）】

老朽化対策に関しては、平成25年の3月に文部科学省から老朽化対策ビジョンというも

のが公表されており、その趣旨を踏まえて、本市における学校施設の老朽化の状況も考えたうえで、教育委員会において同年の5月に泉南市学校施設の老朽化対策に関する基本的な考え方を取りまとめている。

この中で、学校施設の老朽化対策に関して単なる学校の再生としてではなく、災害拠点なり、地域コミュニティの活動拠点等の付加機能を考慮した上で、安全・安心な学校施設の整備・多様な教育内容に対応した質的向上等を考えてお示ししている。また、この事業に関しては比較的ボリュームが大きいので、取り組みも厳しいが、資料にあるように泉南中学校等一部事業実施例もお示ししているので、御参照していただければと考えている。

【市長】

学校施設の老朽化が著しい中、限られた財源の範囲内でしか改修に着手できない状況ではあるが、教育環境整備についても教育大綱の中でしっかりと位置づけていきたいと考えているので、その都度議論させていただきたいと思う。

続いて、教育会議の検討事項の一つ、子どもの身体・安全に関することについての考え方であるが、子どもたちの率直な意見、気持ちをしっかりと聴ける体制をとりたいという私の思いがあり、どういう制度が良いのかということのを改めて議論していきたい。

今後、時間をかけて御意見を頂戴しながら、じっくりとどういう方法が良いのか検討していきたいと思うがいかがか。

－全員了承。－

【市長】

では、最後になるが教育大綱の策定に向けて、今後のスケジュール（案）について、事務局から説明願いたい。

【事務局職員（総合政策部次長兼政策推進課長）】

資料を御覧いただきたい。本日、御検討いただいた教育大綱策定に向けた方針に沿って、粗いスケジュールではあるが、これに沿い進めてまいりたいと考えている。

資料の上段には市長部局の動き、下段には教育委員会の動き、市長と教育委員会で構成する総合教育会議を中段に置いている。

5月の記載が本日この場である。ここで検討いただいた策定の方針に沿って教育大綱のたたき台を早期に検討して教育委員会にお示しさせていただく考えである。

また、教育委員会で御検討いただいて、第2回の総合教育会議を7月頃に開催し、そこで意見交換をいただいた上で大綱の素案に向けた骨格を完成していきたい。

そして、大綱素案を調整した上で改めて教育委員会へ御提示して、それに対する意見集約するため第3回の総合教育会議を9月頃に開催願いたい。そこで大綱（案）を概成していただいた上で、改めて最終調整の場として10月に第4回の総合教育会議を開いていただいて、ここで調整を完了し、10月には教育大綱として策定をしていきたいというスケジュールを考えている。

その他、必要に応じて例えば新年度の予算に関する事等の兼ね合いで、別途総合教育会議を開催する可能性があるため、第5回は未定としているが、基本的に教育大綱策定に向けて本日を含めて4回の総合教育会議を秋までに開催願いたいと考えている。

【市長】

ただ今説明させていただいたスケジュールだが、この教育大綱策定は、10月頃までに策定したいと考えている。

総合教育会議も2か月に1回程度の頻度で開催をお願いしていきたいと考えている。私も、次回の総合教育会議で議論いただけるよう、大綱の「たたき台」をお示しできるよう準備していきたい。

なお、会議の開催については、教育委員会の定例会が毎月あって、総合教育会議も、できるだけ教育委員皆様方の御負担のならないように、教育委員会定例会と日程を合わせるかどうかも含めて日程の調整をさせていただく。

できるだけ早い時期に資料の配付をさせていただき、第2回の総合教育会議に繋げていきたいと考えているので、また御手数を掛けるがよろしくをお願いしたい。他に日程の設定等について何か御意見あれば頂戴したい。いかがか。

－全員特になし。－

【市長】

日程調整については、教育委員会事務局から調整をさせていただきたいと思う。

本日は貴重なお時間をいただいた上、真摯に御議論いただき貴重な意見を伺うことができた。

第1回目の総合教育会議ということもあり、一定の方針を決めさせていただいた。この方針に従ってこれから事務局で作業を進め、第2回の総合教育会議に向けて作業を進めていくので、次回また御参加賜るようお願いしたい。以上で閉会とする。

平成 27 年 5 月 20 日

泉 南 市 長 竹 中 勇 人

泉南市教育長 福 本 光 宏